

賃金控除に関する協定書

株式会社 と 労働者代表 薩摩太郎 は労働基準法第24条第1項但書に基づき賃金控除に関し、下記のとおり協定する。

記

1. 株式会社 は、毎月 25 日、賃金支払の際次に掲げるものを控除して支払うことができる。

(1) 寮費

(2) 親睦会費

(3) 会社貸付金の割賦金返済金(元利共)

(4) 社内商品購入代金

2. この協定は 平成 年 月 日から有効とする。

3. この協定は、何れかの当事者が 日前に文書による破棄の通告をしない限り効力を有するものとする。

平成 年 月 日

使用者職氏名 株式会社
代表取締役 薩摩一郎

労働者代表 薩摩太郎

